

役員及び評議員等の費用弁償等に関する規程

平成17年4月1日
平成19年4月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成26年6月1日 一部改正
平成29年1月23日 一部改正
社協規程第 10号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会の理事、監事（以下「役員」という。）及びに評議員等の費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員等が招集に応じ、又は職務に従事したときは、その都度別表によりこれを弁償する。
2 役員及び評議員等が他の官公署から費用の弁償を受けたときは、この規程による費用の弁償はしない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

職 名	費用弁償
理事、監事、評議員 評議員選任・解任委員	社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会職員の 旅費に関する規程による
ボランティアセンター運営委員 福祉サービス苦情解決委員	社会福祉法人阿賀町社会福祉協議会職員の 旅費に関する規程による (ただし、職務のため委員会等に出席したと きは、日額3,000円を別に支給する。)